



赤い羽根「地域歳末たすけあい募金」助成事業
平成 30 年度「野田村地域支え合い活動助成」
応募要項

野田村社会福祉協議会では、村民のみなさまから寄せられた「地域歳末たすけあい募金」助成金を財源とし、村内で活動する、福祉活動を行う団体への助成を行うため、助成を希望する団体を募集します。

この助成は、「野田村の活動のために使って欲しい」と村民のみなさまから寄せられた募金が財源となっていますので、その想いを十分ご理解のうえご応募をお願いします。

1 助成対象

(1) 対象団体

野田村内で、村民を対象に、支援する側として、また住民同士の支え合いとして、次の活動を行うボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、地区自治会・婦人会、老人クラブ、地区ふれあいいいきいきサロンなどを対象とします。

- ①生活支援 ②健康づくり・交流活動 ③地域活動・研修等
- ④上記①～③の活動に使用する備品購入

※実施後に団体自らの①～③の活動支援につながる活動であれば応募対象とします。

※ボランティア団体、地区自治会・婦人会、老人クラブは村民5名以上で構成されていることが条件です。

※村内に拠点を置き、村内を中心に活動する団体を対象とします。村外に拠点のある法人等事業所の場合、事業所が村内にあり、村内事業所での活動のみに対する申請であれば対象とします。

※団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと、また市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないことが条件です。

(2) 助成対象活動

① 活動期間

平成31年3月1日（金）～平成31年12月31日（火）までに行われる活動

※ 助成決定後に活動開始すること

② 活動内容

野田村内の住民を対象にした、日常生活を支える活動、健康づくり活動、地区の活性化を目的とした交流活動・地域活動、前述の活動に係る備品購入

【活動内容】

区分	活動事例
生活支援	見守り・訪問活動、移送支援・外出支援、配食サービス、家事援助、相談事業、除排雪支援、子どもの学習支援
健康づくり・交流活動	健康運動の活動支援、健康相談事業、介護予防支援、趣味・生きがいくくり支援、各種イベント開催、高齢者と子どものお便り交流、慰問活動
地域活動・研修等	住民が参加する地域活動、住民座談会、講演会・研修会・講習会の開催、地域情報誌作成・配布、防災マップ・防災マニュアル作成事業、活動スタッフ資質向上や事業実施のため必要な研修受講
備品購入	上記いずれかの活動に使用するための備品購入

【対象外となる主な活動例】

- ① 自治会、町内会、公民館事業及び法人等が行うべき本来の事業（総会など）
- ② 行政や社会福祉協議会の補助事業、委託事業、民間資金財源事業による現行事業の組み換え
- ③ サークル活動、スポーツ少年団や学童クラブ及びその活動に準じる活動
- ④ 同一メンバーによる団体名義を変更しただけの活動
- ⑤ 家族や親類のみで行う活動、友人・親類同士のための旅行
- ⑥ 慰安目的の日帰り旅行、視察・買物のみを目的とした事業
- ⑦ 営利または産業振興等を目的とした活動
- ⑧ 事務所や活動場所の備品整備のみを主目的とした活動
- ⑨ 神社仏閣での祭礼等に基づいた活動、それに準じる活動
- ⑩ 宿泊を伴う事業

(3) 助成対象費用

事業活動に要する次の経費を助成対象とします。購入後、継続的に事業活動で利用する場合は、備品購入経費のみでの申請も対象とします。

【助成対象となる経費】

消耗品・備品等購入費、印刷費、通信費、運搬費、交通費・旅費、会議費、研修費、講習等受講に係る費用、外部講師謝金、水道光熱費、ガソリン代、保険料等

※活動に係るものでも、飲食費は対象外とします

【対象費用例・上限額】

項目	例示	上限額、備考等
消耗品・備品費	消耗品、文房具、テキスト・書籍、作業用具、材料代、ポット、食器、ストーブ、車いす、簡易スロープ	消耗品、備品購入のみで申請する場合、事業活動で継続的に利用することが分かるよう、また購入希望の物品がわかるよう具体的に記載
印刷費	チラシ等印刷代、コピー使用料	あわせて30,000円
通信費	切手代、送料代	電話代、FAX送信料等は除く
運搬費	車両レンタル代、バス借上げ料とそれに係る燃料代、高速料	1日当たり 50,000 円：バス等の借上に係る運転業務代（外部委託）も費用に含む
交通費	バス代、鉄道運賃、ガソリン代（実費）	講師・スタッフ等旅費、ガソリン代（実費）： 1人につき1回あたり 10,000円
研修会・会議費	会場借上料、外部講師謝金、受講料	会場借上料：1日当たり 20,000 円 講師謝金：1人につき1回あたり 10,000 円
保険料	ボランティア活動保険・行事用保険など	例： ボランティア活動保険（天災 Aﾌﾟﾗﾝ）：1人500円 ボランティア行事用保険（Aﾌﾟﾗﾝ）：1人28円 その他、活動に必要な保険の掛金

※ 各項目の上限額を超える費用は対象となりません。

※ ボランティア保険の加入は村社会福祉協議会にお問合せください。

【助成対象とならない経費】

- ① 飲食に係る費用
- ② 個人から借用した車両や機器に対する謝金（ガソリン代(実費相当分)は除く)
- ③ 当該活動と関係が明確でないガソリン等の経費
- ④ 名刺作成費、活動拠点事務所経費など通常の団体運営経費
- ⑤ 個人所有に属することになる配布だけを目的にした物品購入費、見舞金等現金支給、金券購入費、お土産代等
(○:団体に共有して使うものを購入 ×:参加者個人が自宅で使うものを人数分購入)
- ⑥ 領収書の発行元が応募団体のものの経費、個人名義領収書の経費
- ⑦ 団体の都合による変更や中止に伴うキャンセル料（自然災害等予期せぬ場合を除く）

2 助成金額

1 団体につき10万円を上限とします。

※募金額が助成予定額を下回る場合には、決定額の調整を行います。

3 応募

(1) 応募書類

① 所定の応募書、事業実施予算書

- ・ 楷書で活動内容や必要性がわかるように記入して下さい。
- ・ 応募内容により、追加書類の提出を求めることがあります。
- ・ 振込口座は応募団体名義の口座を記入して下さい。個人名義口座への振込み及び現金での助成は行いません。

② 団体名義口座の通帳コピー

③ 助成によって購入したい備品のおおよその価格・受講料の目安等がわかるもの（見積書、募集要項など）

(2) 応募方法

野田村社会福祉協議会に応募書を持参し、書類をご提出下さい。

4 受付期間と決定時期（助成予定総額に達した時点で応募の受付を終了します）

受付開始日	応募締切日	助成(助成額)決定時期
平成31年1月4日(金)	平成31年2月15日(金)	平成31年2月下旬

5 選考・助成

(1) 選考にあたって重視する点

- ① 事業目的、計画、予算の内容が明確になっており、事業の成果が期待できるかどうか。
- ② 団体運営・活動スタッフの体制において事業実施が十分可能であること。
- ③ (備品購入のみで申請の場合)備品整備が団体活動に必要であり、かつ継続的に使用されることで活動への効果が期待できるかどうか。

(2) 要件

- ① 申請書類に不備がないこと
- ② 村内に拠点を置く団体、または村内を拠点として活動する事業所の申請であること

(3) 助成決定及び助成金の交付

選考委員会において助成決定の判断を行い、各応募団体に通知します。助成決定後、応募書に記載された振込口座に助成金の全額（決定額）を送金します。

助成決定内容については、必要に応じて調査を行うことができますものとしします。

6 助成事業の広報

助成決定後、地域歳末たすけあい募金からの助成による事業であることを実施事業に関する広報紙・チラシ・印刷物等に記載、周知し、積極的に広報して下さい。新聞等の取材を受ける場合、地域歳末たすけあい募金の助成による事業であることをお伝え下さい。また、備品を購入した団体には、助成事業での購入であることがわかるステッカーを貼付してもらいます。

7 精算報告

助成決定を受けた団体は、活動終了後 1 か月以内に精算報告書（様式第 2 号）に次の書類等を添付して、野田村社会福祉協議会に提出して下さい。

なお、助成金に残金が生じた場合及び助成対象とならない経費は、野田村社会福祉協議会に返金していただきます。

【精算報告書に添付する書類】（①～③必須）

事業終了後 1 か月以内に提出。下記の書類に不備がある場合や未提出の場合、事業の実施、経費支出の確認ができないことから、助成金の返還を求める場合があります。

① 支出内容を記載したレシート及び領収書の写し

領収書の宛名は団体名に一致するようにしてください。高速料金を ETC で支払った場合など、団体名での領収書がとれないものについてのみ例外を認めます。

② 事業毎に活動状況を写した写真（データでの提出可）

参加者や活動の様子を撮影したものを添付してください。備品購入の場合は、購入した備品と備品を使用している様子を撮影してください。

③ 助成事業であることを記載した実施事業に関する広報紙、案内チラシ、印刷物等（発行している場合）

8 助成状況のお知らせ

本会の広報等に助成団体の一覧等を掲載します。

9 応募に当たっての注意事項

応募団体が多数の場合は、今年度初めて助成申請する団体を優先して審査を行います。

10 問い合わせ先

社会福祉法人野田村社会福祉協議会

TEL : 0194 - 71 - 1414 FAX : 0194 - 71 - 1415

〒028-8201 野田村大字野田17-107 野田村保健センター内